第2部 前期基本計画

計画推進のために

▶1 人口減少社会に対応したまちづくり

現状と課題

出生数の減少と死亡者数の増加による自然減の進行及び転出超過による社会減の進行も相まった人口減少問題は極めて深刻な問題です。前総合計画においては、「定住促進」を念頭に様々な取り組みを進めてきましたが、減少傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。この人口減少社会においては、少子高齢化の進展に伴う人口構造の歪みと相まって地域経済の疲弊・縮小、生活機能や地域活力の低下など、まちや地域の維持や運営が困難となることも懸念されており、行政においても町税等の自主財源の減少だけでなく、普通地方交付税の減少も予測されています。このような状況下においても、住民サービスについては一定の水準を維持することが必要であり、選択と集中による効果的・効率的な事業の実施、積極的な財源の獲得・確保を行うことがより重要となってきます。また、平成27年度に策定した地方創生総合戦略において取り組むこととした各種施策、とりわけ、若者の希望をかなえる施策を推進していかなければなりません。

総人口が減少しても社会活動に参加する活動人口や交流人口を増やし、活力や活気にあふれたまちづくりを進めるためには、すべての住民や企業等の団体と行政が一丸となり、問題を克服していくことが必要です。

あるべき姿と 取り組み方針

人口減少は避けられないものととらえ、人口増加時代におけるまちづくりからの転換が必要です。移住定住促進や流出防止、出生率向上など人口減少幅を最小限に食い止めるために、将来的な人口構造の適正化と活力あるまちづくりをめざす「積極戦略」を中心として施策や事業に取り組まなければなりません。一方で、仮に出生率向上を図っても今後数十年間の人口減少は避けられないことを前提とした町行政運営やまちづくりのあり方の見直しなどにより、効率的かつ効果的で持続可能な社会システムを再構築し、今後の人口減少に対応できるまちづくりをめざす「調整戦略」も進めることが必要です。

「積極戦略」と「調整戦略」を両輪として、選択と集中による施策の重みづけを行いながら、人口減少時代に対応したまちづくりを進めていきます。

(1) 地方創生総合戦略の推進

●人口減少を食い止め活力あるまちづくりに向けた施策展開地方創生総合戦略に基づき実施される効果的・効率的な施策については、地方創生交付金や企業版ふるさと納税^(*)を活用するなど、町単独の財政負担を少なくしながら継続的に実施できるよう取り組みます。

特に、人口減少対策として実施されている定住促進事業や企業誘致事業等、また、若者の希望をかなえる施策として、結婚支援事業や出産支援事業、子育て支援事業等に重点的に取り組むとともに、国の事業として実施されている、地方創生インターンシップ^(*)事業や地域おこし協力隊事業を活用していきます。

●人口減少社会を想定した施策の検討と推進

人口減少を意識した事業展開や制度の見直し等についての検討を進める とともに、それらの実施状況をチェックする機能を持たせる仕組みづくりを 検討します。

公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口構造を見据えた最適な施設 配置をめざし、コスト削減につながる効率的な維持・更新に計画的に取り組 みます。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人口(社会増減数)	人/年	-152	±0 (平成 31 年度)
出生数	人/年	80	130
大淀町地方創生総合戦略 KPI (重要業績評価指標)達成率	%	_	75 (平成 31 年度)

▶2 様々な主体による協働と連携のまちづくり

現状と課題

本町では、地域自治、生涯学習や生涯スポーツ、歴史・文化、産業、まちづくり、青少年の健全育成等様々な場面で、町内、他市町村などの多様な媒体との交流を展開しています。交流活動については、地域活動の活性化や人材育成において重要な役割を果たすものです。交流の促進により、多様な視点に触れ、相互に刺激しあい、お互いの成長や理解へとつながります。さらには地域の賑わいの増大や、住み続けたいと思う地域への愛着にも結びついていきます。交流活動等を促進するために「人づくり・まちづくり助成金制度」を設けています。町内の様々な活動グループによる「まちづくり情報交換会」の開催、「大淀町地域自治によるまちづくり方針」策定などの一層の活動促進の結果、地域おこしや子どもの健全育成、団体相互の連携による活動など、様々な住民活動が芽生えてきています。

一方で、めまぐるしい社会状況の変化などから、住民ニーズは多様化・高度化しており、これまで以上に多様な担い手がまちづくりを担っていくことが重要な意味を持つようになっています。厳しい状況下で住民と行政が、そして住民どうしが、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、地域の課題解決への大きな力を生み出し、よりよいまちづくりを行っていくため多様な主体が情報の共有や意見を交換する場の構築、現状の協働システムの見直し、最適化を進める必要があります。

あるべき姿と 取り組み方針

共創のまちづくり、人口減少時代におけるまちづくりは、住民、各種団体、企業などの様々な主体と行政との協働や連携をなくしては進めることができません。

各種施策や取り組みを進めるにあたっては、それぞれの持つ情報や目標・ 目的の共有を図りながら、意見や要望などを聞く場や機会も設け、幅広い住 民意向を把握し、住民意見をまちづくりにしっかりと反映させることのでき る体制づくりや仕組みづくりに取り組むことが必要です。

町政やまちづくりについての理解と参加意識を高め、団体活動や人材育成の支援などにより自主的交流や活動活性化を促すとともに、住民や団体などがコンセンサス^(*)に基づく役割分担のもと積極的にまちづくりに関わってもらえる体制や仕組みを構築し、行政運営、住民活動、協働による活動がよりよく調和し、補完しあう協力型・協働型のまちづくりを進めていきます。

(1) 地域の自治の仕組みづくり

自治基本条例の制定や町の課題を協議するまちづくり協議会の設置に向けた検討を行い、住民と行政の協働によるまちづくりの手順について、本町になじみやすい方式を確立・明確化し、効果的、効率的な推進を図ります。

(2)地域コミュニティの活性化

●情報の共有化(共有・共感)

住民参画による協働のまちづくりを進めるために、適時、的確な町政情報の発信に努めることに加え、地域活動に関する各種情報の収集を行い、それぞれの主体の持つ情報を共有し活用できるように、あらかしテレビ、広報紙、町ホームページ等を通じて提供する仕組みづくりを進めます。

個人情報の取扱いに十分に留意し、住民が情報を活用できるように、わかりやすく、入手しやすいような環境整備を図ります。

●コミュニティ意識の高揚と人材育成

自治会組織の強化に取り組み、住民の相互交流や様々な活動を通じて、地域の連帯意識を高めます。

行政情報の共有や地域づくり講演会、研修会、ワークショップ等の開催により、住民主体の地域づくり、新たな時代に対応したコミュニティ形成の重要性について、住民意識の高揚を図り、あわせて地域・次世代リーダー等の育成を図るとともに、地域リーダーどうしの協力体制の整備を行います。

■まちづくり活動拠点の整備・充実

地域課題の解決やコミュニティ活動を行う拠点施設として、公民館などの 地域コミュニティ施設の整備等(修繕・補修)への助成や公共施設の効率的 な利用を図り、地域まちづくりの活動拠点の整備・充実を進めます。

●地域内団体の活動支援などの活動体制の充実

住民の自発的な活動の育成・活性化、人材育成等をめざし、人づくり・まちづくり助成金交付制度の利用促進と助成団体間の交流促進等を進めます。

(3) ボランティア活動等への支援

ボランティアセンターの体制の充実と利用を促進し、情報提供や機材貸出等の支援を通じて気軽にボランティア活動へ参加してもらう機会を増加させます。また、各種団体の活動情報等を住民に積極的に提供し、住民が気軽に参加できるよう、ボランティアに参画しやすい仕組みづくりや地域活動の機会の充実、さらにボランティア活動の活性化を図ります。

(4) 様々な交流活動の促進

人づくり・まちづくり助成金制度の継続などにより、既存団体の活動や新しい活動団体の育成を支援するとともに、関心や目的を同じくする人・団体間の交流の場の提供を図り、様々な交流活動の活性化を図ります。

相互理解を進めるために、子どもと高齢者、若者と高齢者など世代を超え

た交流活動の実施に向けた検討を図ります。

互いの理解を深めるため、町内居住の外国人との交流促進など、身近な場所での国際交流の推進も検討します。

(5) 相談・支援体制の充実

住民の自主的な活動を行いやすくするため、まちづくりに関する各種支援 事業について、積極的に情報提供と周知に努めることはもちろん、必要とさ れている支援の内容を適確に把握し、それらを解消するための相談・支援体 制の充実を図ります。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
人づくり・まちづくり助成金支給団体 及び地域自治活動認定団体の累計数	団体	11	20
自治基本条例の策定	_	未策定	策定
ボランティアセンター登録人数	人	539	550
町ホームページ「くらしの相談」ペー ジの充実(アクセス件数)	件/年	612	1,200





▶3 情報発信で知ってもらうまちづくり

現状と課題

現在、町広報紙、町ホームページ、町あらかしテレビの3つの媒体を活用し、町情報を発信しています。情報の収集及び発信については、区長会をはじめ各種団体の協力も得ながら、とりわけ行政情報の町内発信という機能はおおむねの役割を果たしていると考えられます。行政が伝えたい情報をタイミングよく効果的に伝えるためには対象者や方法を検証し、戦略的に実施しなければなりません。

また、町の知名度を上げ移住・定住人口や交流人口の増加を目的に町が持つ様々な資源や町独自で行う施策等に着目し、それを特徴的にとらえ積極的に町外に広く効果の見込める手法で発信することが不可欠です。今後は、SNS^(*)を活用した情報発信手段の確立とあわせ、誰にどの内容のものをどの媒体で発信するのか、対象と媒体を正確につなげることで、より効果が見込める発信が可能であるため、随時検証しながら広報媒体の活用を図っていくことが必要です。

さらに、インターネットによる情報収集が主になっている現代社会で、観光地点から容易に情報を入手するための必要な環境として無料公衆無線LAN(Wi-Fi)^(*)の整備が挙げられます。しかしながら本町内の観光地点や駅、情報拠点施設での設置は進んでおらず、今後は町情報及び案内機能の充実を図り、来訪者に安心して観光していただける環境の整備が必要です。

あるべき姿と 取り組み方針

まちづくりの様々な分野において適切な情報発信を行うことは、相互理解のもと住民参加型の協働のまちづくりを進める上や、"大淀町の素晴らしさ"を町内外に発信し知名度向上や移住定住人口・交流人口の増加を図る上において非常に重要です。

情報通信技術の進展がめまぐるしい現代において、情報の価値は正確性と 高速性、適時性、そして情報発信の対象やその手法についての適確性が大き な要素となってきます。情報発信の必要性と重要性を認識し、実行に移すこ とが必要です。

行政だけでなく、住民(住民活動団体)や企業、学校等がお互いに情報発信を行いながらそれぞれの情報を共有し、活動を支援しあえるような仕組みづくりや体制の構築、情報基盤整備を図り、町全体の情報収集・発信力の強化を図るとともに、まちづくり情報の適切な提供と積極的なPR・イメージアップ戦略を推進します。

(1) 広報活動の充実

あらかしテレビにおける自主放送番組の充実、わかりやすくて読みやすい広報紙の発行、誰もがアクセスしやすいホームページづくりなど様々な広報ツールを効果的に活用します。

また、住民の主催する学習の場に出向き、町の施策や事業の情報を提供する 「まちづくり出前講座」を町政に対する住民の理解を深めるために活用してい きます。

町外への情報発信の強化を図るために SNS^(*)をはじめとして、効率的・効果的発信が可能な情報媒体を随時見極めて利活用を行うとともに、「町 P R 大使」を任命し、活用することにより、町情報の発信と町への誘客を図ります。

メディアを活用したボランティア活動の広報やボランティア活動の案内の 効果的な方法を検討します。

(2) 広聴活動の充実

事業運営や計画策定にあたっては、町区長会をはじめとした各種団体との意見交換会や、まちづくり住民会議等の開催、提案・意見を受け付ける意見箱の設置、計画的かつ積極的なアンケートやパブリックコメント (*) の実施等、住民の意見や要望を反映させるための取り組みを進めます。

(3) まちの魅力発信と多様な交流活動の推進

あらかしテレビやホームページ等の町の広報媒体だけでなく他メディアも 積極的に活用しながら地域の情報や魅力の発信に努めるとともに、町内外で開催される町 P R イベントに参加し、他市町村とも連携しながら特産品や町施策 に伴うイベント情報等の魅力情報を発信していきます。

また、町が主催する観光誘客イベントにおいて、町全体がおもてなしの醸成と気運喚起を図るため、区やボランティアの活用によりさらなる地域の賑わいの創出と町をあげてのセールスの推進につなげます。

(4) 適切な情報公開と公文書の適正管理

情報公開請求に迅速に対応するため、公文書の管理及び公開のためのさらなる環境整備に努めます。

(5) オープンデータ(*)の推進による公共データの活用推進

住民が暮らしやすいまちづくりや行政の透明性が期待されているオープン データについて、取り組みにあたっての環境整備を進めます。

(6) 地域情報化の推進

ICT^(*)の利活用により住民の生活利便の向上を進めるため、無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) ^(*)整備をはじめとした総合的な情報化の推進を図ります。

(7)情報社会における人材育成

一定の ICT 知識を持ち、現場二一ズを情報化施策に反映できる職員の養成に努めます。子どもや高齢者等も ICT を利活用できるよう啓発などを行います。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
投稿ビデオの放送拡充(放送 本数)	本/年	5	10
他メディアへの自主放送番組 提供数	本/年	0	4
広報活動満足度調査の実施	_	未実施	実施
広聴活動指針の策定	_	未策定	策定
SNS ^(*) を活用した情報発信 (よどりちゃんツイッターフ ォロワー数)	人	600 (平成 28 年度)	1,200
無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) ^(*) 整備箇所数	箇所	1 (平成 28 年度)	2
こまどりケーブル加入率	%	59.6	65
まちづくり出前講座実施回数	回/年	7	10
地区別懇談会・住民説明会実 施回数		8	30
町ホームページアクセス件数 (トップページ)	件/年	300,000	350,000



▶4 計画的・効率的な行財政運営のまちづくり

現状と課題

総合計画については、職員への周知徹底や全職員の進捗管理参画も図りながら総合計画に基づく計画的な行政運営に努めてきましたが、まちづくりの最上位計画としての機能を果たし切れていないのが現状であり、行政評価については、いまだ導入できていない状況です。行財政改革については、これまで「リフォームプランおおよど」「おおよど集中改革プラン」「豊かな人と財政のまちづくり〜おおよど元気プラン〜」と3次にわたり推進を図ってきており、一定の成果を挙げてきましたが、引き続き取り組む今後の方向性については未定となっています。このような中、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応できる政策形成能力の向上が求められています。様々な行政課題に対応できるよう、定期的に組織体制の変更や人員配置を行うとともに、職員の資質向上にも適宜努めてきましたが、めまぐるしく変化する情勢に的確に対応するためには、以前にも増して迅速、柔軟な対応ができるよう組織、人員体制の整備、職員の能力向上が必要です。

また、長引く経済の低迷、国及び地方の長期債務残高の拡大、住民の行政に対するニーズの高度化・多様化、町税の大幅な収入増加は見込めないことなど、町行財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。各種公共施設も老朽化により更新時期を迎えることから、これまで以上に財政状況は厳しくなると予想されます。そこで、町税の適正課税、徴収率の向上及び税負担の公平性確保に努め住民の納税に対する理解を深めるとともに、重要度・緊急度の高いものを「選択と集中」の視点で既存事業を見直すことにより、歳入を確保しながら歳出を抑制し持続可能で効率的な行財政運営を行うことが求められます。公共施設についても、現在・将来の利用状況等を鑑みながら、利用料金の見直し・配置の適正化を行うことが必要となると考えられます。

さらに、平成 28 年から社会保障・税番号制度(マイナンバー)が導入され、国や県の主導で各自治体においても情報管理に対するセキュリティ強化が進められています。本町においてもセキュリティ対策を進めるとともに、全職員の情報セキュリティに対する意識変革が求められています。

あるべき姿と 取り組み方針

今後も厳しい行財政環境が続いていくと見込まれる中、町としての自主性・自立性を発揮しながら将来を見据えた真に必要な施策を積極的に展開し、町の実情に応じ住民の立場に立った様々な行政サービスを提供していくためには、これまで以上に効果的・効率的な行政運営と安定した財政基盤の強化に向けた取り組みが不可欠です。

事務事業、財政、組織、人事など様々な面において前例にとらわれない行政改革を図りながら社会経済状況の変化に適確に対応した効率的・効果的な行政運営を図るとともに、自主財源を確保し歳出抑制に取り組みながら将来

を見据えた計画的かつ戦略的な財政運営を図ることにより、持続可能な町政 運営と総合計画実現に向けた施策推進を行うための体制整備を図ります。

主要施策

(1)財政の健全化

将来世代に過度な負担を先送りすることなく安定的で持続可能な財政運営を継続していけるよう、中長期的な財政健全化計画に基づく計画的な財政運営によって行政コストの縮減と町債の削減に取り組むなど財政の健全化を進めます。

また、公共調達においては、入札執行要綱等の適正運用や改善等を図りながら公平性・公正性・競争性のある入札執行を継続し、低廉良質な公共調達に努めます。

(2) 歳入の確保

●徴収対策の強化と新たな歳入の確保

適正な課税に努めるとともに、広報紙等を活用して納税の大切さや徴収強 化の取り組み等について周知するなど住民の納税意識の高揚に努め、納期内 納付の促進と町の財源である税収の確保を図ります。

滞納者への迅速な納税催告、納税指導等により自主納付徹底と納税意識向上を図るとともに、必要に応じた滞納処分を行うことにより税負担の公平性確保に努めます。また、各種研修に参加し、徴収職員としてのスキルアップを図ります。

ふるさと応援寄附金のさらなる推進により町の自主財源の確保・拡充を図ります。

●町有財産の適正処分と有効活用

現在使用していない町有財産について、将来使用目的が見込まれないものは処分を行い、活用できるものについては貸付を行うなど、有効活用を図ります。

●各種使用料等の適正化

各公共施設の利用状況等や受益者負担の原則をふまえて、適正な使用料・ 負担金・手数料を設定します。

(3) 行政改革の推進

●総合計画に基づく戦略的な行財政運営の実践

まちづくりの最上位計画である「大淀町総合計画」が、計画期間における 行政運営やまちづくりのよりどころとして、予算編成や執行等それぞれの段 階において尊重される仕組みづくりを行います。

本総合計画の進捗管理を適切に行うとともに、職員へ本計画の周知徹底や進捗管理等の参画促進を継続して進め、計画実現に向けた職員意識の醸成を図ります。

●効果的かつ効率的組織体制への見直しと人員配置の適正化 社会経済情勢の変化や複雑・多様化する住民ニーズをふまえながら、最適 な行政サービスが提供できるよう、来庁者の利便性を優先した窓口の設計を はじめ、各施策展開や必要に応じた組織体制の見直し・人員配置を柔軟に行

重点課題等についてはプロジェクトチーム制を導入するなど、柔軟で弾力 的な機動性ある行政運営を進めます。

うともに、定員管理を適正に行います。

●人材育成の推進と人事評価制度の検討 職員提案制度について、手法、特に提案後採用から具現化・事業化する体 制を確立し、実施します。

職員が常に問題意識を持ち、新しい発想で業務に取り組むことができるよう職員の能力開発に努めます。

●行政評価制度の導入と行政改革のさらなる推進 より効果的・効率的な行政運営や行政サービスの向上と適正化に向け、行 政評価制度の導入を図ります。

これまでの行財政改革の取り組み成果等もふまえて、今後の社会情勢等を 勘案した行財政改革のあり方を検討し、行財政改革計画の策定を進め、さら なる行財政改革の推進を図ります。

- ●公共施設等のマネジメントの推進 平成 28 年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき計画的な公共施 設等の整理・再編を行い、管理運営の適正化を図ります。
- ●全庁的取り組みによる電算システムの効率化 国民の利便性を高め行政事務を効率化することなどを目的にマイナンバー制度が開始されたことから、さらなる個人情報の保護、情報セキュリティ強化のため、職員のセキュリティ意識の向上、適切なシステムやネットワークの導入、更新を図ります。

平常時の情報システムの安定稼動はもとより、災害等の非常時における早期復旧を目的とした対策・体制づくりを進めます。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
研修への参加職員数	人/年	1 (平成 28 年度)	3
町税徴収率(現年分+滞納繰 越分)	%	94.5	95
実質公債費比率	%	5.8	5.8
職員提案事業の事業化数	件	0 (平成 24~ 28 年度累計)	5 (平成 29~ 33 年度累計)
経常収支比率	%	87.6	90
将来負担比率	%	0	0
人口 1,000 人あたり職員数 (行政職)	人	8.3	8.3
ふるさと応援寄付件数	件/年	51	100





▶5 広域的な連携と協力によるまちづくり

現状と課題

本町では、これまでも消防・救急、医療提供体制、一般廃棄物処理、介護認定業務など、共通の課題を持つ市町村と連携して行政を進めてきました。近年では、奈良県及び1市3町8村で医療体制の再構築を進め、平成28年4月には「南奈良総合医療センター(南和広域医療企業団)」として開院し運営していくこととなりました。一般廃棄物処理については、新たに「さくら広域環境衛生組合」を設立し、平成33年度以降の一般廃棄物の共同処理に向けて取り組んでいます。その他においても、各種協議会等に参画しながら様々な事務を共同で行っており、広域的な連携により諸施策を進めています。

県においても、奈良という地域に最適な地方行政の仕組みの構築をめざし、県と市町村、市町村間の連携・協働を図り促進する取り組みとして「奈良モデル^(*)」が推進されています。また、奈良県南部・東部地域の振興に関する組織を設置するなど、県と市町村との連携を強化し、各市町村における広域的な取り組みの支援が進められています。

住民サービスを維持・向上させ、安心して暮らせる活力と魅力あるまちづくりを行っていくためには、今後もさらに、近隣市町村をはじめとする他の自治体や国・県、各関係機関との連携・調整、住民や企業、関係団体等との協調を図りながら、効果的かつ効率的な行財政運営を進め、より一層の広域行政や広域連携を進めていくことが必要です。

あるべき姿と 取り組み方針

地方財政は今後ますます厳しさを増すことが予想される中、行政運営においては一層の効率性・効果性が求められており、また、地方分権においては、地方公共団体が自主性・自立性を持って地域課題の解決や地域魅力の向上を 図るための基盤強化と体制整備が求められています。

住民の日常社会生活圏の拡大に伴う「行政需要の広域化」や社会・経済情勢の変化に伴う「新たな地域課題」、住民の価値観や生活様式の変化に伴う「住民ニーズの高度化・多様化」への対処など広域的な連携の必要性は増大しており、しっかりと対応していかなければなりません。

広域行政・広域連携については、現在の加入状況や取り組み状況を検証しながら、本町が独自に取り組むべき事業と、広域による効率化を図る事業の見極めを行い、既存の枠組みを超えた連携も視野に入れながら、柔軟な連携先との連携・協力を検討し、必要な行政サービスが適切に提供できる体制整備と包括的な地域課題解決や地域魅力向上を図ります。

(1) 広域的な行政の推進

国・県には、本計画実現に向けた支援・協力などの積極的な要望を行いな がら、連携を密にし連携・協働体制を維持します。

現在進めている広域行政・連携事業等については継続して実施しながら も、その目的を果たし効果を生んでいるかを随時見極め、必要に応じてより 効果的な方策も模索し発展・充実を図ります。

とりわけ、一般廃棄物処理の広域共同処理に向けた取り組みと、水道事業における奈良モデル^(*)に基づく水道広域化の検討においては、近隣市町村や国・県等と連携を図りつつ、本町としてのメリット・デメリットを精査・検討し今後の対応を進めていきます。

また、新しい連携についても、国・県と連携を図りながら周辺市町村等と 広域施策や共同事業、事務委託等広域行政のあり方について協議・検討し、 様々な分野において行政連携を図り、より効果的で効率的な行政運営に向け た広域行政を積極的に推進していきます。

(2)様々な連携・協力による町の魅力向上

吉野圏域を一団の生活圏域として、「移住・定住促進」や「活力と魅力ある吉野」形成に寄与しうるより有効な取り組みを実施していけるよう、町内部による検討に基づき、他町村への提案、協議を進め実施につなげていきます。

「吉野」としてのイメージやブランドを活かしながら吉野圏域の町村が連携・協力することにより圏域全体の活性化を図るとともに、様々な活動における民間レベルでの連携も含めて促進し、町の魅力を向上させます。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
一部事務組合等による広域行政・広域 連携事業実施数	事業	7	8